

岐阜県公報

号 外 (一) 平 成 十 九 年 十 月 一 日

目 次

規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

一

訓 令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同)

一

規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十四号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第九十一条の表一の項部の欄中「母と子ども医療センター部」の下に「総合周産期部」を加え、同表三の項部の欄中「薬剤部」の下に「地域医療研究研修センター部」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第三十二号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火曜日)

発 行

(休日) (ときは翌日)

平 成 十 九 年 十 月 一 日

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三管財課の表二の項事務の種類の中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」を「国有資産等所在市町村交付金法」に改め、同項部長専決事項の中「第十条」を「第八条」に、「第十一条」を「第九条」に改める。

別表第三市町村課の表八の項事務の種類の中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」を「国有資産等所在市町村交付金法」に、「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令」を「国有資産等所在市町村交付金法施行令」に改め、同項部長専決事項の中「第十八条第三項」を「第十四条第二項」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年十月一日から施行する。

平成十九年十月一日印刷
平成十九年十月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共（消費税二、二八六円を含む））